

令和5年度

港区各会計実質収支に関する調書

令和5年度

港区各会計実質収支に関する調書

令和5年度

港区各会計実質収支に関する調書総括

区	分	金 額
1 歳	入 総 額	円 230,257,368,475
2 歳	出 総 額	216,662,473,268
3 歳	入 歳 出 差 引 額	13,594,895,207
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	378,483,142
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	378,483,142
5 実	質 収 支 額	13,216,412,065
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		5,830,775,407

令和5年度

港区一般会計実質収支に関する調書

区		分	金	額	
1 歳	入	総		円 180,258,249,241	
2 歳	出	総		168,218,215,286	
3 歳	入 歳 出	差 引		12,040,033,955	
4 翌年度へ繰り越すべき財源		(1) 継続費通次繰越額		0	
		(2) 繰越明許費繰越額		378,483,142	
		(3) 事故繰越し繰越額		0	
		計		378,483,142	
5 実	質	収	支	額	11,661,550,813
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額					5,830,775,407

備考：決算書の翌年度繰越額と本調書「4 翌年度へ繰り越すべき財源との差額」は、未収入特定財源（国庫支出金及び都支出金）である。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{翌年度繰越額} & \text{翌年度へ繰り越すべき財源} & \text{未収入特定財源} \\
 1,163,583,059\text{円} & - 378,483,142\text{円} & = 785,099,917\text{円}
 \end{array}$$

令和5年度

港区国民健康保険事業会計実質収支に関する調書

区	分	金 額
1 歳	入 総 額	円 25,272,765,813
2 歳	出 総 額	24,576,384,312
3 歳	入 歳 出 差 引 額	696,381,501
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実	質 収 支 額	696,381,501
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

令和5年度

港区後期高齢者医療会計実質収支に関する調書

区	分	金 額
1 歳	入 総 額	円 6,548,153,662
2 歳	出 総 額	6,447,610,009
3 歳	入 歳 出 差 引 額	100,543,653
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実	質 収 支 額	100,543,653
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

令和5年度

港区介護保険会計実質収支に関する調書

区	分	金 額
1 歳	入 総 額	円 18,178,199,759
2 歳	出 総 額	17,420,263,661
3 歳	入 歳 出 差 引 額	757,936,098
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実	質 収 支 額	757,936,098
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0